

31日未満の短期間で 派遣就業を希望されるスタッフの皆様へ

平成24年の労働者派遣法改正により、労働契約期間が31日未満の短期間派遣が原則禁止となりました。

ただし、以下の要件に該当する場合に限り「日雇派遣の原則禁止の例外」として、31日未満の短期間であっても、派遣就業が可能となっております。

「日雇派遣の原則禁止の例外要件」

要件Ⅰ	現時点において60歳以上である場合。	要件Ⅱ	学校教育法の学校（専修学校・各種学校を含む）の学生又は生徒である場合。 (※定期制課程の在学者等を除く)
要件Ⅲ	生業の年間収入の額が 500万円以上である場合。	要件Ⅳ	あなたとあなたが生計を一緒にしている家族（配偶者や親族など）の全員の年間収入の合計額が500万円以上である場合。 (※あなた自身の収入が世帯の半分未満である)

日雇派遣の原則禁止の例外に該当する方で、当社で31日未満の短期派遣（日雇派遣）での就業をご希望されるスタッフの方は、ご登録時に以下の確認書類をご提示頂いております。

下記の表より、いずれか1点をご用意下さい。（コピー可）

当社では **確認書類のコピーは頂かず、ご提示のみお願いしております。（下記種類の記録のみさせて頂きます。）**

要件	備考
要件Ⅰ（60歳以上）	年齢（生年月日）が証明できるもの ：運転免許証・健康保険証・住基台帳カード・パスポートなど
要件Ⅱ（学生又は生徒）	学生又は生徒であることが証明できるもの ：学生証・在学証明書など
要件Ⅲ（生業年収500万円以上）	昨年度の年収を証明できるもの ：源泉徴収票・所得証明書（課税（納税）証明書・通知書）、確定申告の控え、給与明細、年金納付・失業給付・育児休業給付・児童手当などの国からの給付通知書、など
要件Ⅳ（世帯年収500万円以上）	

確認書類をご用意出来ない場合

ご協力よろしく
お願いします！

やむ得ない事情により、ご登録日までに、ご提示頂く確認書類がご用意出来ない場合は、「〇〇年度分・日雇派遣の原則禁止の例外に関する確認・誓約書」に自筆で、署名をして頂きます。

なお、確認書類のご用意が出来ない場合は、その理由をお伺いさせて頂き、後日ご提示をして頂きます。（要件Ⅱ・Ⅲ・Ⅳに該当する方は、年度ごとに確認させて頂いております。）



「派遣の業務が法の規定により例外認定された業務」

以下の業務につきましては、「例外要件」を満たさなくても日雇派遣での就業が可能です。

- | | | | |
|-------------------|----------------|---------------------|---------|
| ○ソフトウェア開発 | ○調査 | ○研究開発 | ○機械設計 |
| ○財務 | ○事業の実施体制の企画・立案 | ○事務用機器操作 | ○取引文書作成 |
| ○書籍等の制作・編集 | ○通訳、翻訳又は速記の業務 | ○デモンストレーション | ○広告デザイン |
| ○秘書 | ○添乗 | ○OAインストラクション | ○ファーリング |
| ○受付、案内 ※駐車場管理等を除く | | ○セールスエンジニアの営業、金融の営業 | |